

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	総務文教常任委員会		会議場所 全員協議会室 担当職員 井上
日 時	令和3年8月26日(木曜日)	開 議	午前 10時00分
		閉 議	午前 11時40分
出席委員	◎木村 ○浅田 山本 松山 小松 齊藤 石野		
執行機関出席者	田中生涯学習部長、山口市民力推進課長、樋口市民力推進課副課長 関まちづくり推進部長、内藤建築住宅課長、窪内建築住宅課建築・営繕係長 中澤契約検査課長、井内契約検査課主幹 牧野総務課長、藤本自治防災課長、齊藤自治防災課防災・危機管理係長 片山教育部長、久保教育部次長、亀井教育総務課長、三宅学校教育課長、 谷口みらい教育リサーチセンター所長、樋口社会教育課長、 田中教育総務課副課長、阿比留教育総務課総務係長		
事務局	山内事務局長、井上事務局次長		
傍聴	可	市民 1名	報道関係者 0名 議員 1名（長澤）

会 議 の 概 要

10:00

1 開議

<木村委員長>

三上泉委員より、本日の会議を欠席する旨の届け出があったので報告する。

(事務局日程説明)

2 案件

(1) 行政報告

【生涯学習部】

○ ガレリアかめおか長寿命化改修工事について

(生涯学習部・総務部・まちづくり推進部 入室)

生涯学習部長 あいさつ

市民力推進課長 説明

10:06

《質疑》

<石野委員>

建築工事の入札参加業者数は。

<契約検査課長>

4JVの参加があった。

<石野委員>

落札率は。

<契約検査課長>

98.1%である。

<石野委員>

入札は1回か。

<契約検査課長>

2回である。

<齊藤委員>

サンケイ都市建設株式会社は、亀岡市内の業者を下請けに使うということで契約されているが、大阪府か他県の業者が下請けに入るようで、契約内容と違うのではないかと質問されている。今後、しっかりと見ていく必要があるのではないかと。

<建築住宅課長>

今回の契約は、契約案件議案として提出しているものであり、まだ契約に至っていない。現時点では、施工体制について確認のしようがないという状況である。

<齊藤委員>

現在は仮契約ということであり、そのような答弁だと思うが、今後、しっかりと遵守していくようお願いしたい。

<建築住宅課長>

下請負については、市内業者を使った場合は評定のときに加点することになっているが、言い方を変えれば、市外業者を使ってはならないというものではない。今回の工事は、専門性の高い部分があるので、そういうことの中身を確認しながら、施工業者の確認をしていきたいと考えている。

<齊藤委員>

現在、コロナ禍で、県を越える移動を控えている状況である。その点も考慮し、亀岡市内の業者を守るようしっかりと監督してほしい。令和4年3月の完成に向けて、明日からでも工事に取りかかってほしいと思っている。

<松山委員>

下請業者も含めて、暴力団排除の観点からコンプライアンスに気を付けてほしい。チェック体制はどうなっているのか。

<契約検査課長>

暴力団でないという誓約書を契約時に徴取している。指名登録時においても、不良不適格業者の排除を目的とした経営事項審査をクリアした業者でなければ指名しないことになっている。経営事項審査は、公共工事の入札に参加する建設業者については、必ず受けなければ公共工事に参加できないということが建設業法で明記されている。

<松山委員>

下請けも同様だと思う。他市でそのようなことがあったと聞いているので徹底してほしい。

<木村委員長>

専門性があり、市内業者ではできない仕事もあるので、他府県の業者も使わなければならないが、亀岡市の公契約要綱の中で、地元の業者の中でも自前の施工体制がない業者、営業だけしているような業者については、契約できないことになっているのか。

<契約検査課長>

経営事項審査の中で、業者の経営状況などを客観的に数値化した建設業法に規定する審査を受けなければならないことになっているので、経営事項審査を受けている、イコール、そうでない業者と認識している。

<木村委員長>

実際に営業しかしていない業者は、審査は通らないのか。

<契約検査課長>

不良不適格業者の排除を目的に経営事項審査がされている。不良不適格業者の定義は、ペーパーカンパニー、経営を暴力団が支配している企業、対象工事の規模や必要とされる技術力からみて適切な工事が行えない企業と明記されている。

<木村委員長>

亀岡市が発注する工事について、けがをされたときに労災保険だけでは補償ができない。労災の上乗せ保険に入っていないと受注できない公共工事もたくさんあると聞いているがどうか。

<建築住宅課長>

今回の工事は、特記仕様書の中で、法定外労災という制度に入るということをうたっている。

<木村委員長>

大体の金額は決まっているのか。

<建築住宅課長>

金額は、受注者と保険業者とで決められる。

<木村委員長>

工事で死亡者が出た場合、労災だけでは補償しきれない。業者が負担できない場合、亀岡市の発注責任はどのようになるのか調べておいてほしい。

<松山委員>

工事金額の詳細な内訳を教えてください。

<建築住宅課長>

市の設計段階での内訳は出ているが、受注者の出される内訳とは差があるかもしれない。

<松山委員>

かなり大きな開きがあった場合、認識のずれがあるのではないかと不安を感じる。採決までに、市の設計内訳を情報提供してほしい。

(質疑終了)

(生涯学習部・総務部・まちづくり推進部 退室)

10 : 20

【総務部】

- 亀岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- 財産の無償譲渡について
- 移動設置型トイレ「トイレトレーラー」整備事業について

(総務部 入室)

『亀岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について』

総務課長 説明

10 : 28

《質疑》

<石野委員>

これまでに亀岡市で具体的な事象はあったのか。

<総務課長>

損害賠償責任を負わされた事象はない。住民訴訟は、火葬場の関係、スタジアムの測量関係、スタジアムの土地の公金返還関係、自治委員委託関係の4件あるが、全て市の全面勝訴で終わっている。

<小松委員>

乗数は他市も同じか。

<総務課長>

京都府内では、京都府、京都市、京田辺市、木津川市、精華町で条例を制定されており、中身も乗数もほぼ同じである。その他の市は、条例制定について検討中と聞いている。

<小松委員>

職員は、個人で保険に入っていたのではないか。

<総務課長>

共済組合の損害賠償責任保険がある。管理職は権限を持っており、個人に責任を負わされる場合があるので、ほとんどの管理職が入っていると思う。市長は共済組合の保険に入れないので、市長個人で保険に入っておられると聞いている。

<小松委員>

保険で払う場合は、この乗数で払われるということか。

<総務課長>

これは、軽過失の場合の損害賠償責任の限度額を決める条例である。保険の該当であれば、保険でほぼ賄えるのではないかと聞いている。

<松山委員>

平成29年に地方自治法が改正されているが、条例制定が今のタイミングになった理由は。

<総務課長>

平成29年6月9日に地方自治法が改正、公布され、令和2年4月1日から施行された。当時、条例制定について検討したが、住民訴訟3件が係争中であつたので、それが終わったタイミング、府内の条例制定状況を踏まえて、今回整理ができたので提案させていただき予定をしている。この条例は、軽過失の場合のみであり、軽過失以外は従前どおり高額な賠償責任を負う。公務員として法令遵守は当然のことであるので、法令に基づき、緊張感を持って業務を遂行していく。

<木村委員長>

軽過失と重過失は、誰が決めるのか。

<総務課長>

住民訴訟の場合、裁判の判決で、過失の程度や違法性の有無が具体的に出ると思う。最終的に誰が決めるかということについては、条例を制定するのは市長であるので、最後は市長が判断することになる。

<木村委員長>

議会などは関係なく、市長の判断で決まるのか。

<総務課長>

そうである。市長の判断がおかしければ、監査請求、住民訴訟になるというケースもあると思う。

<小松委員>

市長自身が判断するのか。

<総務課長>

訴訟の判決の中で、過失の程度、違法性の内容等が今以上に記入されると思う。それを踏まえて最終的には市長が判断するが、判決に逆行するような判断はされないと。もし、された場合は、市民から住民監査請求され、住民訴訟される恐れもあるので、慎重に判断する必要があると思っている。

(質疑終了)

10 : 36

『財産の無償譲渡について』

自治防災課長 説明

10 : 39

《質疑》

<石野委員>

もともと渡邊さんの土地の上に消防ポンプ格納庫が建っていて、建物を潰さずに土地を返す。底地を返すだけの案件ということか。

<自治防災課長>

そうである。

(質疑終了)

10 : 40

『移動設置型トイレ「トイレトレーラー」整備事業について』

自治防災課長 説明

10 : 44

《質疑》

<山本委員>

トイレトレーラーの車体の絵柄は考えているのか。

<自治防災課長>

ラッピングデザインは、今後検討していきたい。

<松山委員>

水洗トイレ3つで2, 200万円、自治体負担が30%で約700万円ということである。牽引は当面、業務委託するということであるが、委託先のみんな元気になるトイレに毎年幾ら払うのか。また、期限を想定しているのか。

<自治防災課長>

9月補正予算に計上させていただこうと考えているが、納車は3月になると考えているので、導入後の運用については来年度予算になる。移送の委託先は、近隣の業者であり、助けあいジャパンに年間委託することは考えていない。

<松山委員>

経費はどのくらいかかると見込んでいるのか。

<自治防災課長>

距離にもよるが、亀岡市内で移送する場合であれば10万円程度と想定している。

<松山委員>

仮に災害派遣で山口県へ行く場合、移送代は亀岡市が負担することになるのか。それとも助けあいジャパンが負担するのか。

<自治防災課長>

災害派遣をするのは亀岡市であるので、移送代は亀岡市が負担することになる。ただし、災害救助法の中で激甚災害のような大きな災害に適用されれば、被災地支援の費用は国から補填される。

<松山委員>

亀岡市が出すお金も国が出すお金も、市民の税金である。災害だから仕方がないという考え方ではなく、今、亀岡市にとってこれが必要なのかどうかを考えたい。亀岡市で、トイレが不足したことが過去にあったのか。これから不足することがあるとすれば、どのくらいの数が必要なのか。トイレトレーラーを導入することによって、どのくらいの市民が助かるのか教えてほしい。

<自治防災課長>

過去の災害においては、停電が続いたり、水がついて下水道が使えなくなり、トイレが必要になったときがあったが、市から持っていけるものがなかったので、そういったときに活用できると考えている。大きな災害が発生したときは、多くの災害ボランティアに来ていただくことが想定される。災害ボランティアセンターにトイレトレーラーを持って行き、活用されている事例がある。

<松山委員>

トイレ3つに700万円かかるとは、市民に説明しにくい。このプロジェクトは非常によいことだと思うし、日本中に広がったらよいと思うが、亀岡市の財政も黒字ではあるが厳しいことに変わりはない。災害対策に本当にトイレトレーラーが必要なのか。700万円あれば、各避難所に1つでも物資を増やすことができる。屋外イベントでも活用と書いてあるが、イベントのためのツールとしか思えない。どこに置いておくのか。

<自治防災課長>

通常は、コスモス園横の野水駐車場に置こうと考えている。費用が賄えるように、イベントなどでも活用していきたいと考えている。

<齊藤委員>

トイレ3つにこれだけの金額をかけるのはいかなものかという意見も分かる。花火大会などのイベントでは、仮設トイレが置かれている。仮設トイレを3つ置けば、年間どのくらいの経費が必要なのか。後で資料を出してもらえば納得できると思う。トイレトレーラーには、トロッコ列車や保津川下りなどをラッピングしてPRしてもらいたいし、生理用品も置いていただければ緊急時に有り難いと思う。いつ、どこで、何が起こるか分からない時代なので、あってよかったと思えるトイレトレーラーであればよいと思っている。

<山本委員>

3つのトイレは、男性と女性と分けて使えるようにしてほしい。平時はイベントで使うだけであれば、トイレトレーラーが眠っていることが多いと思う。どのくらい稼働できると考えているのか教えてほしい。今回の金額の中には、移動するときの委託料が入っていないので、どのような委託をするのか教えてほしい。

<自治防災課長>

現在は移送を委託しようと考えているが、最終的には牽引車を用意したい。トイレトレーラー牽引専用の車ではなく、公用車配備計画の中で、更新の車両と合わせて用意していきたいと思っている。

<石野委員>

野水駐車場で野ざらしにしておくのもどうかと思う。また、亀岡市の広範囲で災害が起きたときに、その1台をどこへ持って行くかということも問題である。先進地の事例をよく検討しておいてほしい。

<自治防災課長>

先週、箕面市へ視察に行こうと計画していたが、警報が続いたため中止した。近日中に、運用の話も含めて視察に行きたいと思っている。実際に災害が発生したとき

には、亀岡市の1台だけで運用するのではなく、他市町から応援のトイレトレーラーが来るという考え方で配備を考えたい。

<小松委員>

災害派遣トイレネットワークプロジェクトによる相互応援ということで、参加すれば応援に来てもらえる、応援に行くということであるが、参加していなければ依頼しても来ないのか。

<自治防災課長>

来てくれるが、来てもらえば導入しようかという話になると思う。同じような仕様の車が何台か来る。持っていれば使い方も分かるので、使い勝手のよい車が揃うと思っている。

<松山委員>

運用で、イベントだけでなく、もっとやれることがあるのかもしれない。トイレトレーラーにこだわらずに、仮設トイレの積算も必要である。被災したときに、市民があつてよかったと思えるものにしたい。東・西別院町などの山手のところで災害が起きたとき、箕面市でも災害が起きていれば、もっと遠方からトイレトレーラーが来てくれることになるが、道路が封鎖されていれば来ることができない。応援に係る費用は自治体間相互で負担することになると思うが、そのお金は税金である。その使い方も含めて、運用方法を細かく教えてほしい。

<自治防災課長>

非常事態で道路が封鎖されると、他の物資も入ってこないことになる。非常事態に備えるという意味でも、亀岡市に備えを持っておくことが必要だと考えている。他市町からの応援については、災害救助法適用の中で国から補填があるが、早期復興を目指して応援する中で、災害復旧に携わっていきたいと考えている。

<浅田副委員長>

車両の寿命は。

<自治防災課長>

20～30年と考えている。野ざらしにしておくラッピングが劣化する可能性があるので、保管方法を含めて今後考えていきたいと思っている。

<齊藤委員>

自治体負担の30%は、クラウドファンディングが基本ということか。

<自治防災課長>

そうである。

<石野委員>

マンホールトイレも考えてほしい。

<木村委員長>

牽引車の費用はどのくらいと考えているのか。仮設トイレの経費は、1カ月10施設と仮定した場合、リース代、運搬代は幾らか。半年借りると幾らか。その見積もりを出してほしい。また、災害時、このトイレトレーラーは、山崩れなどがあれば持って行くことができない。13都市で導入されているが、近畿では大阪府と奈良県だけである。遠方から持ってこようと思えば、移送代が多額になるので無理ではないかと思う。ネットワークに加入していても、現実性があまりないと思う。資料をもらって検討しなければならないと思うので、資料提出をお願いする。

(質疑終了)

(総務部 退室)

【教育部】

- G I G Aスクール構想の進捗状況について
- 学校規模適正化の取組について

(教育部 入室)

教育部長 あいさつ

11:16

『G I G Aスクール構想の進捗状況について』

<みらい教育リサーチセンター所長>

G I G Aスクール構想の進捗状況について、2点報告させていただく。

1点目、学校のインターネットの接続状況については、8月30日までには全ての学校で完了する。通信会社と連携し、確実に接続を終えたいと考えている。

2点目、オンライン授業の実施に向けた取組については、現在、新型コロナウイルス感染症感染拡大の状況にあることから、今後の感染予防のための学級閉鎖などの措置を想定し、家庭でのオフラインでのタブレットの活用に加え、遠隔授業などのオンラインの活用を、2学期、9月の早い時期には行えるよう準備を進めている。各学校には、配信手続き、手順、家庭でのタブレットの利用に係る留意事項、インターネットの接続方法について提示するとともに、インターネット環境が整っていない家庭へのモバイルW i - F i ルーターの貸出手順などを提示し、学校での取組、また児童生徒、家庭での対応が円滑なものとなるよう取組を進めたい。今後、学級閉鎖などの場合において、学びの保障、また、日々の子どもの様子の確認などの場面で活用できるよう進めたいと考えている。

11:18

《質疑》

<松山委員>

オンライン授業は、2学期の早い段階で、各学校で対応できるようにするのか。

<みらい教育リサーチセンター所長>

9月の早い時期には遠隔授業が行えるよう、環境を整えていきたいと考えている。

ただし、児童生徒の学年や習熟度合、また家庭での利用ということになると難しいこともあると思う。これについても、学校と連携を取り、様子を見ながら取組を進めていきたいと考えている。また、オフラインでのタブレットの持ち帰り等についても、充実した内容になるように取組を進めたいと考えている。

<松山委員>

オンラインで授業を受けるときの出席、欠席の扱いはどのように考えているのか。

<教育部次長>

出席停止になった子どもが家で学ぶ場合、その期間は出席は停止という扱いになるが、学びをオンラインで保障するという対応で考えている。将来的に、学びができれば出席になるといったことについては、検討していかなければならないと思っているが、現在、感染症対応としては出席停止に対して学びを保障するという考え方で行っていきたい。

<齊藤委員>

インターネット環境が今月中に整うということであるが、学校が再開されたら1回テストをするべきだと思う。朝、授業が始まる時間に家でタブレットを立ち上げて、

1時間くらい授業をしてから学校に来て、どうだったかと聞くというように、平常時に試しておかなければ、コロナで学級閉鎖になったから急にオンライン授業をすることになっても無理だと思う。実際に運用して、問題点を見つけ出すことが大事だと思うがどうか。

<みらい教育リサーチセンター所長>

そのとおりであると考えており、事前に東輝中学校で試行した。いくつか課題が見つかっており、いきなり子どもたちが家ですることは難しいと考えている。最初は学校の中でタブレットを開いて、接続を試してみて、さらに家庭に持ち帰って試しながら、少しずつ、習熟度合に合わせて取組を進めていきたいと考えている。

<小松委員>

学級閉鎖になれば、すぐにオンラインで授業を行うのか。

<みらい教育リサーチセンター所長>

低学年は、すぐに利用するのは難しいと考えている。各学校での取組状況、子どもたちの習熟度合によってかなり違ってくると考えている。段階を経て少しずつ使えるように取組を進めたいと考えている。

<小松委員>

保護者に対し、学級閉鎖になればすぐにオンライン授業を始めるというような案内はしないということか。

<みらい教育リサーチセンター所長>

保護者に文書を出そうと考えている。家庭でのタブレットの使い方、子どもが使うにあたって保護者目線での管理面のことや、使い方の手順をお知らせする予定である。ただ、通知をもってすぐに使うということはない。

<小松委員>

学級閉鎖は突然のことなので、すぐにオンライン授業をするのは無理だと思う。発達障がいの子どもや1年生、保護者が家にいない場合などは、操作の仕方でかなり問題が起これると思う。そのような子どもたちは、学校に来させるのか。

<みらい教育リサーチセンター所長>

習熟度合で難しい子どももいると思っている。必ずタブレットを使うということはない。

(質疑終了)

11:27

『学校規模適正化の取組について』

<教育総務課長>

7月27日の総務文教常任委員会で、4つのブロックの取組状況を報告させていただいた。その後、別院中学校ブロックでは、8月10日、臨時教育委員会において、別院中学校を南桑中学校に編入する学校区の変更について決定した。本日は、その経過を報告させていただく。

7月15日に開催した別院中学校ブロック協議会については、先月報告させていただいたが、令和5年4月から別院中学校を南桑中学校に編入する最終案をブロック協議会で提示し、令和5年4月からの実施に向けた手続きを進めながら保護者への説明会を開催し、意見を聞かせていただき、いただいた意見は全て教育委員に報告することとしてブロック協議会は終えた。その後、7月30日、31日に西別院町、東別院町に居住されている就学前と小・中学校の保護者を対象とした説明会、また、西別院町では西別院町学校統廃合問題検討会議という組織があり、こちらも8月4日に説明会を開催した。合わせて8月2日には学校規模適正化地域別推進協議会も

開催し、亀岡市全体の取組について意見を伺った。最終案を示した後の説明会の意見としては、西別院町では、時期がはっきり示されたことは子どもたちにとってよいことだと思う、また、部活動やスクールバスのこと、子どもたちへの説明のことなど、今後の編入後のことについて意見をいただいた。一方、東別院町では、これまでの保護者の意見が何も反映されていない、誰も納得していない、小規模特認校制度で小学校に入学された方は少人数がよくて中学校も見据えて来ているというような反対の意見を多くいただいた。また、西別院町自治会や保護者が南桑中学校への編入を望まれているなら、東別院小学校と別院中学校の2校で小中一貫校として特認校制度を継続してほしいという意見があるので検討してほしいという意見もいただいた。このような東別院町の意見は、7月31日に開催した東別院町での説明会の前に、東別院小学校の保護者で実施されたアンケートや、また、東別院町自治会関係者と東別院小学校と別院中学校のPTA数人で話し合われた際の意見書も提出いただき、その中にも多くの編入反対の意見が記載されていた。また、8月2日に開催した地域別推進協議会では、他のブロックのこともあったが、別院中学校ブロックについては、統廃合の経験はないが、今の学校が好きという気持ちと新しい学校になる不安が表れていると感じる、それをどのように解消していくかを努力するのが教育委員会である、小中一貫教育のよさを対象の保護者にどのように伝えるかが重要と感じるという意見や、改めて学校とは何かを考えたときに、別院中学校ブロックの最終案の趣旨に書いてあることに尽きるというような意見をいただいた。さらに、8月4日に開催した西別院町学校統廃合問題検討会議では、子どもたちのことを思うと今までなぜ放っておいたのか、もっと早くすべきだった、小学校のことも早く検討してほしい、方針を決めた以上、いろいろな意見はあるだろうがしっかり取り組んでほしいというような意見をいただいた。教育委員には、その都度全ての意見を報告し、8月10日に臨時教育委員会を開催した。臨時教育委員会は、午後からの開催であったが、その日の朝、東別院町自治会長を代表とする1,078名の署名を添えて、別院中学校の存続に関する請願書の提出と、請願内容の陳述の申し出があった。教育委員会では、それらを受理し、臨時教育委員会で陳述いただいた上で、請願について審議を行った。審議にあたり、最終案を提案するに至ったこれまでの取組経過を事務局から説明した。最終案の提案理由としては、別院中学校を南桑中学校に編入する案については平成28年度の当初から検討してきたことであるが、以前と何も変わらず進んでいない、早く進めてほしいという意見と、小学校も中学校も存続させてほしいというどちらの意見もいただいている。そのような中で、児童生徒の持っている可能性をさらに引き出せるような環境、同年代の一定の集団の中でより多くのことができる学習環境を子どもたちに整える必要があること。また、小規模校のよさを伸ばす教育を続けることも選択肢の一つとして考えられるが、通学時間が約1時間の範囲で一定規模の中学校があることから、中学校で経験できる学習環境は同じように整える必要があること。さらに別院中学校の現在の生徒数は1年生と3年生がそれぞれ2人の合計16人である。平成24年当時に、住民基本台帳を基に推計していた令和3年度の生徒数は24人であった。現在の児童数や就学前の子どもの人数から見込んだ別院中学校の今後の生徒数は、小規模特認校制度で両小学校に通学している児童も含めて全て別院中学校に進学したとしても、学年によっては今後も1桁の人数になる見込みである。現に学んでいる生徒、別院中学校に進学してくる児童のことも考えると、早急に教育環境を整える必要があること。以上のことから、令和5年4月から別院中学校を南桑中学校に編入することを最終案として提案するというのを、教育委員会で説明させていた

だいた。教育委員からは、請願の趣旨は大変よく理解できる、深く受け止めた。ただ、編入に賛成の意見もある中で、存続ありきの請願を今ここで採択するのは適切ではないなどの意見をいただき、別院中学校の存続に関する請願については不採択とした。その上で改めて、別院中学校を南桑中学校に編入する学校区の変更について、児童生徒の入学すべき学校区を指定する規則の一部を改正する規則の制定について審議いただいた。教育委員からは、請願の中にもあった小規模特認校制度を利用する児童が増えていることから、別院中学校の生徒数の見込み、また、中学校の小規模特認校制度の導入など、改めて再確認いただく中で、編入した場合の生徒や保護者の不安軽減、不安解消するための具体案を早めに提示すること、バス通学や地域の方との交流など、課題への対応に努力していくことが意見として出された。また、これまでの保護者の意見として、大規模校に馴染めない子どもが特認校制度を利用して通学している点については、学校規模だけが課題ではなく、どこでも起こりうることで、本市の教育上の重要な課題と受け止めて取り組む必要があるとの意見をいただいた。編入を進めていく上での不安や課題に、子どもたちの様子をしっかりと見ながら、保護者や地域の方と一緒に環境整備に努めていくこととして、学校区の変更の規則改正について承認をいただいた。また、学校区変更の規則改正に伴い、別院中学校に通学する区域がなくなるため、亀岡市立中学校設置条例の一部を改正する条例において亀岡市立別院中学校を削除する、廃止する条例の原案決定についても教育委員会で承認いただいた。この条例改正については、9月議会で提案させていただいており、改めてご審議いただくこととなるのでよろしく願います。今後については、編入先の南桑中学校区の自治会長やPTA会長等への説明会の開催を予定している。また、学校間交流についても、別院中学校区と南桑中学校区の小・中学校と連携し進めていきたいと考えている。

11 : 38

〈質疑〉

〈松山委員〉

南桑中学校に編入するまでの間、学校間交流を進めるということである。コロナで緊急事態宣言も出ている中で、計画が立てられないと思うが、進め方を総務文教常任委員会に報告してほしい。要望である。

〈木村委員長〉

現在、1年生が2人、2年生が12人であるが、令和5年には2年生が卒業し、今の1年生から編入ということである。次の年の人数は分かっているのか。

〈学校教育課長〉

住民基本台帳の人数になるが、令和4年度は5人、令和5年度は10人の予定である。

(質疑終了)

(教育部 退室)

11 : 40

3 その他

(1) 次回の日程について

— 下記のとおり確認 —

日時：8月30日(月) 本会議終了後

案件：第51号議案審査

散会 ～ 11 : 40

